

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書の訂正報告書

**【提出先】** 近畿財務局長

**【提出日】** 平成28年9月13日

**【会社名】** 野村貿易株式会社

**【英訳名】** NOMURA TRADING CO., LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 宮下勝成

**【本店の所在の場所】** 大阪府大阪市中央区安土町一丁目7番3号

**【電話番号】** 03(3438)7600

**【事務連絡者氏名】** 財務部長 河野祐司

**【最寄りの連絡場所】** 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号

**【電話番号】** 03(3438)7630

**【事務連絡者氏名】** 財務部長 河野祐司

**【縦覧に供する場所】** 野村貿易株式会社 東京本社  
(東京都港区虎ノ門四丁目3番13号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

平成28年6月28日に提出いたしました臨時報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

3. 発行価格及び資本組入額
4. 発行価額の総額及び資本組入額の総額
5. 株式の内容

3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

## 2 【報告内容】

<訂正前>

### 3. 発行価格及び資本組入額

発行価格 1株につき330円  
資本組入額 資本に組み入れられる額はありません。

<訂正後>

### 3. 発行価格及び資本組入額

発行価格 1株につき330円。ただし、合併の効力発生によるものであり、株式の発行によるものではなく、現実の払込みはありません。金額は吸収合併消滅会社となる野村トレーディング・ホルディングス株式会社が発行したA種優先株式の発行価格と同額を記載しております。  
資本組入額 資本に組み入れられる額はありません。

<訂正前>

### 4. 発行価額の総額及び資本組入額の総額

発行価額の総額 1,877,950,800円  
資本組入額の総額 資本に組み入れられる額はありません。

<訂正後>

### 4. 発行価額の総額及び資本組入額の総額

発行価額の総額 1,877,950,800円。ただし、合併の効力発生によるものであり、株式の発行によるものではなく、現実の払込みはありません。金額は上記3.の発行価格に上記2.の発行数を乗じたものを記載しております。  
資本組入額の総額 資本に組み入れられる額はありません。

<訂正前>

### 5. 株式の内容

A種優先株式の内容は、以下のとおりです。

#### (1) 配当起算日

平成28年10月2日

#### (2) 優先配当金

##### 優先配当金

当社は、定款第48条に定める利益配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株式」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める額の利益配当金（以下「A種優先配当金」という。）を支払う。

##### 優先配当金の額

1株あたりのA種優先配当金の額は、A種優先株式の1株あたりの発行価額330円に、それぞれの事業年度ごとに下記の配当年率（以下「A種優先配当年率」という。）を乗じて算出された額とする。ただし、初年度のA種優先配当金については、配当起算日から当該営業年度の終了日までの日数（初日および最終日を含む。）を365日で日割り計算した額とする。

A種優先配当金は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。

ただし、計算の結果、A種優先配当金が1株につき33円を超える場合は、A種優先配当金の額は、33円とする。A種優先配当金にA種優先株主またはA種優先登録株式質権者が有する株式数を乗じた額に円位未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

A種優先配当年率は、平成28年10月1日以降、次回の配当年率修正日（下記に定義される。）の前日までの各事業年度について、下記の算出により計算される年率とする。

A種優先配当年率 = 日本円TIBOR ( 6ヶ月物 ) + 1.00%

「配当年率修正日」は、平成28年10月1日以降の毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は、前営業日を配当年率修正日とする。

「日本円TIBOR ( 6ヶ月物 ) 」とは、初年度は平成28年10月2日 ( 配当起算日 ) における、午前11時の日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート ( 以下「日本円TIBOR」という。 ) として全国銀行協会によって公表される数値をいい、次年度以降は平成29年4月1日以降の毎年4月1日及び前年4月1日及び前年10月1日における、午前11時の日本円TIBORとして全国銀行協会によって公表される数値の平均値をいう。

4月1日 ( 当日が銀行休業日の場合は直前営業日 ) または10月1日 ( 当日が銀行休業日の場合は直前営業日 ) に日本円TIBORが公表されない場合は、同日 ( 当日が銀行休業日の場合は直前営業日 ) ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート ( ユーロ円LIBOR 6ヶ月物 ( 360日ベース ) ) として英国銀行協会 ( BBA ) によって公表される数値またはこれに準ずると認められるものを日本円TIBORに代えて用いるものとする。

日本円TIBORまたはこれに代えて用いる数値は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

#### 累積型

ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌営業年度以降に累積し、累積した不足額 ( 以下「累積未払配当金」という。 ) については、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ちこれを支払う。

<訂正後>

## 5. 株式の内容

A種優先株式の内容は、以下のとおりです。

### (1) 優先配当金

#### 優先配当金

当社は、定款第49条第1項に定める期末配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された

は記録されたA種優先株式を有する株主 ( 以下「A種優先株主」という。 ) 又はA種優先株式の登録株式質権者 ( 以下「A種優先登録株式質権者」という。 ) に対し、普通株式を有する株主 ( 以下「普通株式」という。 ) 及び普通株式の登録株式質権者 ( 以下「普通登録質権者」という。 ) に先立ち、A種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める額の配当金 ( 以下「A種優先配当金」という。 ) を支払う。

#### 優先配当金の額

1株あたりのA種優先配当金の額は、330円に、それぞれの事業年度ごとに下記の配当年率 ( 以下「A種優先配当年率」という。 ) を乗じて算出された額とする。

A種優先配当金は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。

ただし、計算の結果、A種優先配当金が1株につき33円を超える場合は、A種優先配当金の額は、33円とする。A種優先配当金にA種優先株主またはA種優先登録株式質権者が有する株式数を乗じた額に円位未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

A種優先配当年率は、次回の配当年率修正日 ( 下記に定義される。 ) の前日までの各事業年度について、下記の算出により計算される年率とする。

A種優先配当年率 = 日本円TIBOR ( 6ヶ月物 ) + 1.00%

「配当年率修正日」は、毎年4月1日とする。

「日本円TIBOR ( 6ヶ月物 ) 」とは、毎年4月1日 ( 当日が銀行休業日の場合は直前営業日 ) 及び同年10月1日 ( 当日が銀行休業日の場合は直前営業日 ) における、午前11時の日本円TIBORとして全国銀行協会によって公表される数値の平均値をいう。

4月1日（当日が銀行休業日の場合は直前営業日）または10月1日（当日が銀行休業日の場合は直前営業日）に日本円TIBORが公表されない場合は、同日（当日が銀行休業日の場合は直前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR6ヶ月物（360日ベース））としてインターコンチネンタル取引所（ICE）によって公表される数値またはこれに準ずると認められるものを日本円TIBORに代えて用いるものとする。

日本円TIBORまたはこれに代えて用いる数値は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

#### 累積型

ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「累積未払配当金」という。）については、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ちこれを支払う。

#### <訂正前>

##### (3) 残余財産の分配

当会社の残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき330円を支払う。

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

##### (4) 株式の併合または分割、新株引受権等の付与

当会社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の併合または分割を行わない。当会社は、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者には、新株引受権または新株予約権若しくは新株予約権社債の引受権を与えない。

##### (5) 株式の買受けまたは消却

当会社は、いつでもA種優先株式の全部または一部の買受けまたは消却をすることができる。

##### (6) 議決権

A種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

##### (7) 償還請求権

A種優先株主は、平成28年10月1日以降、毎年7月1日から7月31日までの期間（以下「償還請求可能期間」という。）において、毎事業年度に、前営業年度末日における分配可能額に相当する金額を上限として、A種優先株式の全部または一部を1株につき330円にて、当会社が取得すること（償還という。以下、本条においてのみ同じ。）を請求することができ、当会社は、償還請求可能期間満了の日から1ヶ月以内に、法令の定めにしたがって、償還手続を行うものとする。

##### (8) 強制償還

当会社は、平成28年10月1日以降いつでも、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、A種優先株式の全部または一部を償還することができる。償還価額は、1株につき330円にA種優先株式配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還の日までの日数で日割り計算した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）を加算した額とする。

##### (9) 転換予約権

A種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有するA種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

###### (ア) 転換を請求し得べき期間

平成28年10月1日より平成36年6月30日までとする。

###### (イ) 転換の条件

A種優先株式は、下記の転換の条件で当会社の普通株式に転換することができる。

当初転換価額

100,000円

転換価額の調整

1. 当初転換価額が決定された日の翌日以降、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）により（但し、（ ）の場合を除く。）転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株あたり払込価額}}{\text{調整前転換価額}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

- ( ) 調整前転換価額を下回る払込金額又は処分価額をもって普通株式を発行又は当社が所有する普通株式（以下「自己株式」という。）を処分する場合（株式の分割又は新株予約権の行使による場合を除く。）

調整後転換価額は、払込期日の翌日以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

なお、自己株式処分の場合には、転換価額調整式における「新規発行普通株式数」は「処分自己株式数」、「1株当たりの払込金額」は「1株当たりの処分価額」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

- ( ) 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後転換価額は、割当期日以降、これを適用する。

- ( ) 新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、同じ。）の行使に際して払込をなすべき1株当たりの価額がその発効日又は株主割当日において確定しない場合、調整後転換価額は、新株予約権の行使価額が決定される日（以下、本（ ）において「価額決定日」という。）に、発行されるすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- ( ) 普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{転換後調整価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

2. 転換価額調整式で使用する1株当たりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。

- ( ) 上記（ ）の場合 当該払込金額又は処分価額  
 ( ) 上記（ ）の場合 0円  
 ( ) 上記（ ）の場合 当該新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの価額

3. 上記に掲げた事由によるほか、次に掲げるいずれかの事由が発生した場合には、取締役会が適当と判断する転換価額に調整される。

- ( ) 合併、株式交換、株式移転、会社の分割、又は資本の減少のために転換価額の調整を必要とするとき。

- ( ) 上記( )のほか、発行済普通株式数（但し、自己株式数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。

4. 転換価額の調整のために計算を行う場合には、円単位未満少数第1位まで算出し、少数第1位を切り下げる。

5. 転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額の差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。

転換により発行すべき普通株式数

1. A種優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{A種優先株主が転換請求のために提出したA種優先株式の払込金相当額の総額}}{\text{転換価額}}$$

2. 転換により発行すべき普通株式数に1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

転換の請求により発行する株式の内容

普通株式

— 転換請求受付場所

大阪市中央区伏見町3丁目6番3号

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

— 転換の効力の発生

転換の効力は、転換請求書及びA種優先株式の株券が上記ホ.に記載する転換請求受付場所に到着したときに発生する。

<訂正後>

(2) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき330円を支払う。

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等の付与

当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の併合または分割を行わない。当社は、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者には、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

(4) 議決権

A種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(5) 取得請求権（対価金銭）

A種優先株主は、毎年7月1日から7月31日までの期間（以下「償還請求可能期間」という。）において、毎事業年度に、前事業年度末日における分配可能額に相当する金額を上限として、A種優先株式の全部または一部を1株につき330円にて、当社が取得すること（償還という。以下、本項においてのみ同じ。）を請求することができる。当社は、償還請求可能期間満了の日から1ヶ月以内に、法令の定めにしたがって、償還手続を行うものとする。

(6) 取得条項

当社は、いつでも、当社の取締役会が別に定める日をもって、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、A種優先株式の全部または一部を、当社が取得するのと引換えに金銭を交付すること（償還という。以下、本項においてのみ同じ。）ができる。償還価額は、1株につき330円にA種優先株式配当金の額を償還日の属する事業年度の初日から償還の日までの日数で日割り計算した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）を加算した額とする。ただし、償還を4月1日から9月30日までに行う場合、当社の定款第11条第2項及び上記5.(1)(2)に関わらず、日本円TIBOR(6ヶ月物)とは同年4月1日（当日が銀行営業日の場合は直前営業日）において、全国銀行協会によって公表される数値をいう。

(7) 取得請求権（対価株式）

A種優先株主は、平成36年6月30日までの間いつでも、以下に定める転換の条件で、当社がA種優先株式の取得と引き換えに当社の普通株式を交付すること（転換という。以下、本項においてのみ同じ。）を請求することができる。

当初転換価額

100,000円

転換価額の調整

1. 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。

( ) 普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

株式無償割当ての場合には、「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただしその時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

調整後転換価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生じる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

( ) 普通株式につき株式の併合を行う場合

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後転換価額は、株式の併合の効力が生じたとき以降適用する。

( ) 転換価額を下回る払込金額又は処分価額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式（以下「自己株式」という。）を処分する場合（普通株式の無償割当ての場合、株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の取得と引換えに普通株式を発行若しくは自己株式を処分する場合、新株予約権の行使に基づき普通株式を発行若しくは自己株式を処分する場合、又は、合併、株式交換、会社分割その他の買収若しくは再編による場合を除く。）

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株あたり払込価額}}{\text{調整前転換価額}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

調整後転換価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。）の翌日以降、また、株主割当に係る基準日を定めた場合には当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。

なお、転換価額調整式において「既発行普通株式数」とは、当会社の発行済普通株式総数から自己株式数を控除した数とし、自己株式処分の場合には、「新規発行普通株式数」は「処分自己株式数」、「1株あたり払込金額」は「1株あたり処分価額」とそれぞれ読み替える。

( ) 行使価額が転換価額を下回る普通株式を目的とした新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）

行使価額が転換価額を下回る普通株式を目的とした新株予約権を発行する場合にはその割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合には当該基準日。以下本号において同じ。）に、また株主割当日がある場合にはその日に、それぞれ発行されるすべての新株予約権が行使されたものとみなす。調整後転換価額は、上記の各日の翌日以降、これを適用する。

なお、新株予約権の行使に際して払込みをなすべき1株当たりの価額が上記の各日において確定しない場合、調整後転換価額は、当該価額が決定される日（以下、本号において「価額決定日」という。）に、かかる価額が決定されるすべての新株予約権が行使されたものとみなす。調整後転換価額は、当該価額決定日の翌日以降、これを適用する。

2. 上記1.に掲げた事由によるほか、次に掲げるいずれかの事由が発生した場合には、取締役会が適当と判断する転換価額に調整される。  
( ) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、又は資本金の額の減少のために転換価額の調整を必要とするとき。  
( ) 上記1.( )に定める新株予約権の行使期間が満了したとき。  
( ) 上記のほか、発行済普通株式数（但し、自己株式数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。
3. 転換価額の調整のために計算を行う場合には、円単位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り下げる。
4. 転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額の差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。

#### 転換により交付すべき普通株式数

1. A種優先株式の転換により交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{転換を請求されたA種優先株式の株数に} \quad \text{330円を乗じた額}}{\text{転換価額}}$$

2. 転換により交付すべき普通株式数に1株未満の端株が生じた場合には、これを切り捨てる。

— 転換請求受付場所

大阪市中央区伏見町3丁目6番3号

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

— 転換の効力の発生

転換の効力は、転換請求書が上記\_\_に記載する転換請求受付場所に到着したときに発生する。